

埼玉県越谷児童相談所 会計年度任用職員(虐待対応相談員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(虐待対応相談員)を募集します。

1 職務内容

- (1)虐待通告にかかる初期調査に関する事
- (2)児童相談面接の補助に関する事
- (3)児童の移動の補助に関する事
- (4)児童虐待にかかる各種事務に関する事

2 応募資格

- (1)必要な資格・経験
 - ・次のいずれかに該当する者
 - ア. 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
 - イ. 教員として従事した経験を有する者
 - ウ. 児童福祉司として従事した経験を有する者
 - エ. 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 - オ. 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者
 - カ. 前項事項に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- (2)必要な免許等
 - パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能を有している者

(3)年齢・性別・学歴は問いません。

(4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意及び識見を有する者

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週3日・週20時間25分勤務

週のうち2日 午前8時30分～午後6時15分の間の6時間50分

週のうち1日 午前8時30分～午後6時15分の間の6時間45分

※休憩時間：原則正午～午後1時(60分)

※勤務日・勤務時間の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、勤務日の割り振りがない日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇5日 ※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額：124,200～145,900円

(時間額：1,403～1,648円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県越谷児童相談所

所在地：〒343-0033 越谷市恩間402-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※予算の状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月24日(火)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員(虐待対応相談員)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後6時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、隨時実施します。日程については、別途連絡をいたします。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

隨時、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒343-0033 越谷市恩間402-1

担当: 埼玉県越谷児童相談所 副所長 松尾

電話: 048-975-4152